

静岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援部会

(こども未来局こども未来課)

1 設置根拠

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条 <努力規定>
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項 <必置義務>
- ・ 静岡県社会福祉審議会条例（平成12年条例第10号）
- ・ 静岡県社会福祉審議会運営要綱

2 設置年月日

平成25年12月27日

3 所掌事務

	区 分	所 掌 事 務
(1)	地方版 子ども・子育て会議 【子ども・子育て支援法】	<ul style="list-style-type: none"> ● 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定・変更に際しての意見を述べること ● 県における子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な事項及び実施状況の調査審議すること
(2)	幼保連携型認定こども園認可等に関する合議制の機関 【認定こども園法】	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼保連携型認定こども園の認可に係る意見聴取 ● 幼保連携型認定こども園の事業停止命令に係る意見聴取 ● 幼保連携型認定こども園の認可の取消しに係る意見聴取
(3)	保育所認可等に係る意見聴取を行う場 【児童福祉法】	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立保育所認可に係る意見聴取 ● 児童福祉施設の事業停止命令に係る意見聴取（保育所に限る） ※児童福祉法第35条第6項及び第46条第4項関係
(4)	認可外保育施設に係る意見聴取を行う場 【子ども・子育て支援法】	<ul style="list-style-type: none"> ● 認可外保育施設の事業停止等の命令に係る意見聴取

4 位置付け(組織図)

